

1 一般廃棄物処理手数料の制度について

(1) 導入の目的・意義

ごみ処理費用の一部を直接負担していただくことにより、分別の徹底、ごみの減量、リサイクルを促進・継続する。

(2) これまでの経緯

時期	説明
平成14年度	可燃ごみ指定袋制を導入 規則で規格を定め、市の承認を受けた業者が製造・販売 店頭販売価格 … 指定袋大(45ℓ)：1枚10円前後(税込)
平成17年5月	廃棄物処理法に基づく国の「基本方針」改定により、地方公共団体の役割として「一般廃棄物処理の有料化の推進」が新たに盛り込まれる。
平成18年度	鳥取市清掃審議会において、平成19年10月からの家庭ごみ収集の有料化を答申。19年3月に条例改正。
平成19年10月	家庭ごみ収集の有料化スタート(可燃ごみ、プラスチックごみ)
平成23年度	鳥取市環境審議会 平成24～26年度のごみ処理手数料を審議・答申。 →【据え置き】
平成25年度	鳥取市環境審議会 平成26年4月消費税改定時(5%→8%)のごみ処理手数料を審議 →【据え置き】
平成26年度	鳥取市環境審議会 平成27年10月消費税改定時(8%→10%)のごみ処理手数料を審議 →【28年度まで据え置き】※改定(10%)は平成31年10月に延期
平成28年度	鳥取市環境審議会 平成29～31年度のごみ処理手数料を審議 →【据え置き】
平成31年度 (令和元年度)	鳥取市環境審議会 令和2～4年度のごみ処理手数料を審議 →【据え置き】令和元年10月の消費税改定後も同額とする
令和4年度	鳥取市環境審議会 令和5～7年度のごみ処理手数料を審議 →【据え置き】

(3) 現在の手数料について

○ 鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例〈抜粋〉

第29条 市長は、別表に定める一般廃棄物の処理を行ったときは、占有者から同表に定める一般廃棄物処理手数料を徴収する。

別表(第29条関係)

区分	額
①可燃ごみ(市が収集し、運搬する場合に限る。)	指定袋 大(45ℓ) 1枚につき60円 指定袋 中(30ℓ) 1枚につき40円 指定袋 小(20ℓ) 1枚につき30円 指定袋 極小(10ℓ) 1枚につき15円
②プラスチックごみ	指定袋 大(45ℓ) 1枚につき30円 指定袋 中(30ℓ) 1枚につき20円 指定袋 小(20ℓ) 1枚につき15円
③大型ごみ	容量、重量、形状、処理の方法、処理の困難性等を勘案し、品目ごとに3,000円以内で規則で定める額
④特定家庭用機器廃棄物(テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン)	品目ごとに3,000円以内で規則で定める額

・古紙、資源ごみ(ビン、缶)、小型破砕ごみ、ペットボトル、有害ごみ、乾電池、蛍光管について

は、処理手数料を徴収しない。

(4) ごみ排出量について

区 分	平成18年度	(参考) 令和3年度	令和6年度
人口 (年度末時点)	199,448人	183,645人 (△8%)	178,010人 (△11%)
ごみ総排出量 (事業所ごみ含む)	76,515t	57,961t (△24%)	52,745t (△31%)
1人あたりのごみ排出量	1,051g	864g (△18%)	812g (△23%)
家庭ごみ排出量 (可燃ごみ収集分)	36,813t	25,591t (△30%)	23,691t (△36%)
家庭ごみ排出量 (プラスチックごみ収集分)	2,625t	2,583t (△2%)	2,436t (△7%)
家庭ごみ総排出量 (小型破碎、資源ごみ、古紙等含む)	48,065t	33,716t (△30%)	29,981t (△38%)
1人あたりの家庭ごみ排出量	660g	503g (△24%)	461g (△30%)
事業所ごみ排出量	28,450t	24,245t (△15%)	22,764t (△20%)

*市が収集しない資源回収は除く

*カッコ内は平成18年度比

- ① 家庭ごみ(可燃ごみ収集分)は、有料化により、人口減少幅を大きく上回って減少している。
- ② 家庭ごみ(プラスチックごみ収集分)の減少幅はわずかであるが、可燃ごみ及び小型破碎ごみからの分別が浸透してきているためと考える。
- ③ 各地域やスーパーマーケット等で民間が行っている古紙回収BOXの普及により、ごみステーションで収集する古紙の量が現在ではピーク時の約1/7まで減少している。
- ④ 令和2年度に実施した「事業所ごみの透明袋化」の効果により、事業所ごみが大幅に減少している。
- ⑤ 平成18年度以降、ごみの排出量は全体的に減少傾向にある。